

西宮市家族介護慰労金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅高齢者を介護している家族に慰労金を支給することにより、介護者又は在宅高齢者の精神的、経済的負担を軽減し、もって在宅高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「在宅高齢者」とは、介護保険法第27条及び要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条に規定する状態区分で、要介護4、5と認定された者であって、在宅生活を行い、かつ市民税非課税世帯に属する者をいう。

2 この要綱において「介護者」とは、現に在宅高齢者を介護している配偶者（同じ住所地に居住することが確認できる場合には内縁関係の者も含む）及び扶養義務者（民法877条第1項に定める扶養をする義務のある者で、主として当該在宅高齢者の生計を維持している者）であって、市民税非課税世帯に属する者をいう。

(受給資格)

第3条 市長は、西宮市に住所を有する在宅高齢者の介護者であって、次に掲げる要件を備えている者に慰労金を支給する。

- (1) 介護者が在宅高齢者を介護することにより西宮市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱による重度心身障害者（児）介護手当の受給者となっていないこと。
- (2) 当該在宅高齢者及び介護者の世帯に属するすべてが市民税非課税であること。
- (3) 当該在宅高齢者が過去1年間介護保険のサービスを受けていないこと。
ただし、過去1年間の中で短期入所生活介護と短期入所療養介護を合わせて7日以内利用した場合を除く。

(慰労金)

第4条 慰労金の額は、在宅高齢者1人につき年額120,000円とする。

(申請)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、市長に家族介護慰労金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 当該在宅高齢者及び当該在宅高齢者の属する世帯の当該年度の市民税（4月から6月までの間については前年度の市民税）が非課税である証明書。
ただし、市民税賦課資料により調査を行うことを承諾した場合は、証明書の添付を省略することができる。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容及び介護保険のサービスの利用状況等を審査し、受給資格を有すると認めるときは、家族介護慰労金支給決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 受給資格がないと認めるときは、家族介護慰労金却下通知書（様式第3号）により通知する。

(支給方法)

第7条 市長は、慰労金を介護者の銀行口座へ振り込みによって支給する。

(手当の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって慰労金の支給を受けた者がいるときは、その者に対して支給を受けた額の一部又は全部の返還を命じることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の取扱に関して必要な事項は、要領で定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日までの申請分は、従前の要綱により支給する。

付 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日までの申請分は、従前の要綱により支給する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

